

平成 18 年 7 月 20 日(木)

企業会計基準委員会 御中

株式会社東京証券取引所
上場審査部長 佐藤健二

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針
公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメント

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成 18 年 6 月 6 日に貴委員会より公表されました、企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」につきまして、下記のとおりコメントさせていただきますので、よろしく願いいたします。

敬 具

記

企業会計制度が証券市場の重要なインフラであることを踏まえ、財務情報利用者の観点から、以下の 2 点につきましてコメントを申し上げます。

1. 「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」第 5 項(3)、第 6 項及び第 20 項について

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」(以下「会計基準」という。)第 5 項(3)において、「親会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社」及び「重要な子会社の役員及びその近親者、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社」等が新たに関連当事者の対象範囲とされております。また、「会計基準」第 6 項において、新たに「連結子会社と関連当事者との取引」についても開示すべき取引の範囲とされております。

これらの取引に係る情報は、会社に対して重要な影響力を有している者との取引であり、対等な立場で行われるものとは限らないものとも考えられることから、企業経営の健全性の観点から、重要な事項であると認識しております。

また、企業再編による純粋持株会社の増加等、企業集団の形態も複雑化・多様化してきており、現行の取扱いでは、連結財務諸表上の会社に対して重要な影響力を有している者との取引が適切に開示されない場合も懸念されます。

このような状況を踏まえた場合、関連当事者との取引は、会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことに加え、会社の経営姿勢等を示すものとして、投資者が投資判断を行う上でも重要な情報になると考えられることから、関連当事者の対象範囲及び開示すべき取引の範囲を拡大すべきであるというご提案については、賛成いたします。

また、純粹持株会社の場合、実際に事業を営む会社の子会社となることから、企業経営の健全性及び透明性を図る観点から、企業グループの中核となる子会社の役員を対象とするご提案についても賛成いたします。

2. 「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」第 16 項前段、第 30 項及び第 31 項について

企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針」という。)第 16 項前段において、関連当事者が個人の場合における重要性の判断基準を 1,000 万円としており、「適用指針」第 30 項及び第 31 項において、当該判断基準の結論に至る背景が記載されております。

一方、現行の関連当事者との取引に係る情報の開示に関する取扱いである、日本公認会計士協会監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」IV. 2. 前段においては、役員及び個人主要株主等のグループに属する関連当事者との取引の重要性の判断基準を 100 万円としており、当該背景として「(個人主要株主や役員等に係る関連当事者との取引については)通常の商取引には該当しない場合が少なくないと考えられること。また、諸外国での開示事例でも役員等との取引については比較的少額のものでも開示されていることから、ディスクロージャーの国際的調和にも配慮したものである。」ことが挙げられております。

「適用指針」第 30 項において記載のあるように、現行の 100 万円を超える取引を開示するという取扱いは、会社と役員等との取引における一定の牽制機能を果たしていると考えられ、開示の対象とする取引を 1,000 万円に引き上げた場合には、合理性や必然性を欠く関連当事者との取引に対する意識の低下が起り得ることも懸念されます。

また、マザーズ市場等の新興市場を活用し、企業規模の小さい会社の上場が増加していることなどを踏まえると、これらの取引に係る情報は、1,000 万円を下回る取引であっても投資者が企業の健全性やコーポレート・ガバナンスに対する姿勢を評価する上で重要な情報になると認識しております。

したがって、現行の取扱い(すなわち関連当事者が個人の場合における重要性の判断基準を 100 万円とすること)を維持することが適当であると考え、「適用指針」第 16 項前段、第 30 項及び第 31 項については反対いたします。

以 上